

社会福祉法人 太陽の里

若葉さわやか苑

(指定特定施設入居者生活介護施設)

重要事項説明書

令和6年5月1日現在

当施設は介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第 2470701489 号)

当事業所はご入居者に対して特定施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当事業所への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1	施設経営法人	2
2	施設の概要	2
3	職員の配置状況	2
4	入居中の医療の提供について	3
5	当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6	当事業所を退居していただく場合（契約の終了について）	6
7	病院等に入院された場合の対応について	8
8	残置物引取	8
9	苦情の受付について	8
10	事故発生時の対応について	8
11	緊急時における対応について	9
12	身体拘束について	9
13	損害賠償について	9
14	衛生管理	9
15	非常災害対策	9
16	守秘義務と個人情報の利用について	9
17	重要事項説明書付属文書	11
18	指定特定施設サービス重要事項説明同意書	13

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 太陽の里
(2) 代表者氏名 理事長 中井 大樹
(3) 法人所在地 三重県松阪市若葉町80-5
(4) 電話番号 0598-51-2555 FAX 51-8038
(5) 設立年月 平成9年7月18日

2. 事業所

- (1) 事業の種類 指定特定施設入居者生活介護
平成19年6月1日指定
三重県指定 第 2470701489 号
(2) 事業所の名称 若葉さわやか苑
(3) 事業所の所在地 三重県松阪市若葉町 77-7
(4) 電話番号 0598 - 50-5200 FAX 50-5225
(5) 管理者 森川 勝也
(6) 当事業所の運営方針 ご入居者が有する能力を伸ばし、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。
(7) 開設年月 平成19年6月1日
(8) 入居定員 50人
(9) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建
(10) 建物の延べ床面積 3299.01 m²
(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則ユニット型の個室部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	50室	ユニット型個室
共同生活室	5室	※機能訓練室含む
浴室	3室	特殊浴槽・一般浴槽・個室浴室

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定特定施設入居者生活介護施設に必置が義務づけられている設備です。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご入居者に対して特定施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1	1名
2. 生活相談員	1	1名
3. 看護職員	2	2名
4. 介護職員	15	15名
5. 機能訓練指導員	(兼務) 1	1名
6. 計画作成担当者	1	1名
7. 栄養士	1	1名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例） 1 日 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では 1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤 務 体 制
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 朝： 7：00～16：00 3名 日 中： 8：30～17：30 1名 日中遅： 10：30～19：30 3名 夜 間： 16：00～翌朝9：00 2名
2. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日 中： 8：30～17：30 1名
3. 機能訓練指導員	看護職員が兼務

4. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	済生会松阪総合病院
所在地	三重県松阪市朝日町 1 区 15 番地 6
診療科目	総合

協力医療機関

医療機関の名称	松阪市民病院
所在地	松阪市殿町 1 5 5 0
診療科目	総合

協力医療機関

医療機関の名称	松阪中央総合病院
所在地	松阪市川井町字小望102
診療科目	総合

協力歯科医療機関

医療機関の名称	村田歯科クリニック
所在地	松阪市五反田町4-1121-13

協力眼科医療機関

医療機関の名称	カイバナ眼科クリニック
所在地	松阪市垣鼻町1638

協力皮膚科医療機関

医療機関の名称	清水医院
所在地	松阪市小黒田町251-2

協力医療機関

医療機関の名称	かいばな内科クリニック
所在地	松阪市垣鼻町1761-23

協力医療機関

医療機関の名称	虹ヶ丘クリニック
所在地	松阪市上川町4322-1

協力医療機関

医療機関の名称	まへのへた脳神経クリニック
所在地	三重県松阪市駅部田町752-1

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

1. 利用料金が介護保険から給付されるサービス
2. 利用料金の全額をご契約者に負担いただくサービスがあります。

(1) 介護保険の対象サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

(1) 食事の提供

1. 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご入居者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
2. ご入居者の身体の状態または病状のため、常食の提供が出来ない場合、医師の指示によって介護食を提供いたします。
3. ご入居者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

4. 食事時間は概ね次の通りとします。

朝 食： 7：30 ～ 8：30

昼 食： 12：00 ～ 13：00

おやつ： 15：00 ～

夕 食： 17：00 ～ 18：00

(2)入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

(3)排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(4)介護

- ・特定施設サービスに沿って下記の介護を行います。
(着替え・食事等の介助・排泄等の介助・体位変換・シーツ交換・移動介助等)

(5)機能訓練

- ・看護師又は、看護職員の指導により介護職員が、ご入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

(6)健康管理

- ・医師や看護職員が、ご入居者の健康状態に留意し、日常における健康保持のための適切な措置を行います。

(7)特定施設サービス計画の作成

- ・計画作成担当者は、ご入居者の意向を踏まえた上で、特定施設サービスの目標及びその達成時期・サービス内容・サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成いたします。

(8)生活相談

- ・生活相談員は、常にご入居者の心身の状況、その置かれている環境の的確な把握を心がけ、ご入居者またはその身元引受人からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

＜サービス利用料金＞（契約書第6条参照）

【介護保険自己負担額】

要介護認定により介護保険自己負担額が異なります。（1か月30日金額）

【1割負担の場合】

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
16,260円	18,270円	20,370円	22,320円	24,390円
542円/日	609円/日	679円/日	744円/日	813円/日

上記に加え、要介護認定を受けておられる方は、夜間看護体制加算・サービス提供体制強化加算・介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ等があります。※料金表参照
その他加算等においても算定できる条件が整い次第、算定を行います。

法令の変更により介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご入居者の負担額を変更します。

介護負担割合証に基づき、一定以上の所得のある方は、介護保険負担割合が2～3割になります。

（2）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）の料金は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア.下記指定口座への振り込み

三十三銀行 松阪本店営業部 普通預金 2903251

社会福祉法人 太陽の里 ケアハウス若葉さわやか苑 理事 中井 大樹

イ.本人名義（ご家族名義可）の普通預金口座を三十三銀行松阪本店に開設し、ある程度（2か月～6か月分）の残高を維持いただき、口座振替させていただきます。

6. 事業所を退居していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご入居者に退居していただくことになります。（契約書第16条参照）

- （1）事業者が解散・破産又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- （2）事業所の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービス提供が不可能になった場合
- （3）当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- （4）ご入居者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- （5）事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご入居者から当事業所からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに退所届をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退居することができます。

- (1) 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- (2) ご入居者が入院された場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定サービスを実施しない場合
- (4) 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- (5) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (6) 他の入居者がご入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退居していただくことがあります。

- (1) ご入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) ご入居者による、サービス利用料金の支払いが利用契約書第7条に定まる相当期間並びに処置にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) ご入居者、家族様またはその関係者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) ご入居者が介護老人保健施設又は介護老人福祉施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- (5) 入院した場合において、連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合。
- (6) 利用料その他の費用等の支払いを3か月以上怠った場合

(3) 円滑な退所のための援助

ご入居者が当事業所を退所する場合には、ご入居者及び身元引受人等の希

望により、事業者はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のため、居宅介護支援事業者の紹介等の必要な援助をご入居者に対して速やかに行います。

7. 入院時の対応について

入院中ご利用者の衣類の洗濯やオムツの補充等のご家族にお願いしております。その他、ご希望によりご相談に応じます。

入居者が病院又は診療所に入院した場合、入居者は重要事項説明書に定める費用（管理費等）を入院期間中も事業所に支払うものとします。

8. 残置物の引取（契約書第23条参照）

当事業所は、入居者及び身元引受人に残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご入居者にご負担いただきます。

都合により残置物の引き取りができない場合は、当事業所で処分させていただきますが、処分料として 2,000 円をご負担いただきます。（処分する量が多い場合は、業者を手配し相当額のご負担いただきます。また、テレビ等、処分料のかかる電化製品は除きます。）

9. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口 (担当者) [職名]生活相談員
[職名]計画作成担当者

○ 受付時間 月曜日～日曜日
8:30～17:30

また、御意見箱を施設内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

松阪市役所保険介護課 介護保険料係	所在地 電話番号	松阪市殿町1340-1 0598-53-4190
国民健康保険団体連合会 苦情処理専用電話	所在地 電話番号	津市桜橋2丁目96 059-222-4165
三重県社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	三重県津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館内 059-227-5145（代） 8：30～17：00

* 松阪市以外の居住地の方の苦情・相談受付については別紙参照して下さい。

(3) 苦情の処理について

苦情は受付日より一週間を目途に申出人に経過を報告します。

苦情の内容により苦情処理委員会を開催し、協議し解決をはかります。

10. 事故発生時の対応について

ご入居者が特定施設サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご家族、身元引受人、県、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

11. 緊急時における対応について

特定施設サービスの提供中にご入居者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師或いは協力医院に連絡し、適切な処置を講じます。

12. 身体拘束について（契約書第26条）

ご入居者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いとき、又は他の入居者へ危害を与える可能性が高いとき、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替方法がないときに限り、身体拘束をご入居者又は身元引受人の同意を得たうえで実施します。

13. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご入居者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、ご入居者に故意又は過失が認められる場合には、ご入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

加入保険制度	社会福祉施設総合賠償補償共済制度（あいおいニッセイ同和損害保険）
--------	----------------------------------

14. 衛生管理

ご入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、定期的な消毒を施す等、常に衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用器具の管理を適正に行います。

従業者等は、感染症などに関する知識の習得に努め、当該指定特定施設入所者生活介護施設において感染症が発生、蔓延しないように必要な措置を講じます。

15. 非常災害対策

特定施設サービスの提供中に天災その他災害が発生した場合、従業者はご入居者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路、及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、非難等の指揮を執ります。また非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

16. 守秘義務と個人情報の利用について（契約書第10条、第11条）

- (1)事業者及び従業員は、特定施設サービスを提供する上で知り得たご入居者及びご家族等の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- (2)事業者は知り得たご入居者及び身元引受人等の個人情報を、以下の利用目的に限り利用できるものとします。
 - 1. 事業所への入居・退居の手続き
 - 2. 介護保険請求の手続き
 - 3. 医療機関への情報提供（受診が必要なとき）
 - 4. 介護保険事業所への情報提供
 - 5. ケアプラン作成、カンファレンス
 - 6. 損害保険への情報提供（必要時）
 - 7. 介護サービス提供の基礎資料
 - 8. 施設での掲示物への利用（施設発行の新聞、レクリエーションの写真掲示等）
 - 9. 法にて利用が許可されている事項

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「特定施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「特定施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

- (1) 当事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）に特定施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- (2) その計画作成担当者は特定施設サービス計画の原案について、ご入居者及び身元引受人等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- (3) 特定施設サービス計画は、要介護認定有効期間に1回、もしくはご入居者の状態に変化があった場合、又はご入居者及び身元引受人等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご入居者及び身元引受人等と協議して、特定施設サービス計画を変更します。
- (4) 特定施設サービス計画が変更された場合には、ご入居者及び身元引受人等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

2. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、当事業所に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会

面会時間 9：30 ～ 16：30

※ 来訪者は、必ず受付で面会票をご記入の上、各階の介護職員にお申し出ください。

(2) お菓子等の差し入れ

差し入れのお菓子等を他の入居者に配ること、またご入居者が自己管理できず摂取し健康を損なうこと等を予防するため、差し入れはできるだけ少量とし、当事業所で管理をさせていただくことを基本とします。ご入居者に直接お渡しいただく場合でも職員にご連絡ください。なま物は管理上ご遠慮ください。

(3) 持ち込みの制限

入居にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

仏壇、家具その他事業所が不要と認めたもの。（職員に御相談下さい。）

(4) 食事

食事が不要な場合は、お申し出下さい。規定時まで申し出があった場合には、食費に相当する分については減額されます。

朝食 前日 17 時 30 分まで 昼食 当日 9 時まで

夕食 当日 14 時 30 分まで

(朝食：200 円) (昼食：300 円) (夕食：350 円)

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

1. 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
2. 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご入居者に自己負担により原状に復元していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
3. ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
4. 当事業所の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(7) 居室内の補修（契約書 16 条参照）

入居者は、居室内の補修、改善を行う場合は、その費用は入居者が負担する。

1. 施設は前項の補修、改善ができる部分の細目については予め入居者（身元引受人）に通知し施設の承認を得なければならない。
2. 退居時には、居室内のクリーニング代として、別途費用がかかります。

(8) 衣類の名前記入の注意

衣類の名前の記入を忘れずをお願い致します。上着・ズボン・靴下・下着・帽子・タオル・バスタオル等。

指定特定施設入居者生活介護サービス重要事項説明同意書

指定特定施設入居者生活介護施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定特定施設入居者生活介護施設 若葉さわやか苑

説明者職名 生活相談員・計画作成担当者

氏名 _____ 印 _____

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定施設入居者生活介護施設サービスの提供開始に同意しました。

(入 居 者)
契 約 者 氏名 _____ 印 _____

署名代理の理由 _____

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。